## (6) 令和7年度 長崎市立日吉小・中学校「いじめ防止基本方針」

## 長崎市立日吉小・中学校「いじめ防止基本方針」

日吉小・中学校は、学校教育目標「自ら学ぶ、心豊かでたくましい児童生徒の育成」の 具現化に向け、日々教育実践を重ねている。この学校教育目標の具現化と児童生徒の教育 活動を阻害し、自死にまで追い込むことが危惧される「いじめ」は、児童生徒同士や児童 生徒と教職員、さらに教職員同士等、学校全体で防止しなければならない。

## 「めざす生徒像」

- <u>**ひ**</u> <u>と(他者)に優しい子</u> **よ** く考える子 **し** なやかで元気な子
- ◎ 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操をもち、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し、生命を崇高なるものとして大切にする児童生徒。
- ◎ 規範意識と道徳心を身に付け、「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」との人権意識をもち、人権侵害に対し、毅然とした態度を示すことのできる児童生徒。

#### 「PTA・地域との連携」

- PTA総会
- PTA 育成協運営委員会
- 校外補導部会
- 部活動振興会
- 学校評議員
- 民生委員児童委員
- 地区自治会

#### 「いじめ対策委員会」

- 校長
- 小教頭 中教頭
- 小教務主任 中教務主任
- 小牛活指導主任
- 中生徒指導主事
- ・小・中いじめ防止担当
- 養護教諭
- ・スクールカウンセラー
- ※ 必要に応じて関係教職員や

## 専門家を追加する

#### 「関係機関との連携」

- 教育委員会
- 警察
- 子育て支援課
- ・長崎こども 女性 障害者支援センター
- 法務局
- 医療機関
- ・スクールサポーター
- ・少年センター など

## 「いじめ防止に向けての基本姿勢」

- 〇いじめは「どの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」問題であり、「人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という考えのもと、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むものとする。また、いじめ問題を根絶するために、小中連携で推進する。
- 〇未然防止として、児童生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを小中連携で推進する。
- 〇いじめの未然防止・早期発見,いじめ問題の克服のため,教職員が積極的に児童生徒の情報交換を行い,情報を共有するとともに,家庭・地域・教育委員会を始め,児童相談所,警察等との連携のもと推進する。
- 〇学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実,体験活動などの推進により,児童生徒の社会性や自己有用感,自己肯定感を高めるとともに,幅広い社会体験・生活体験の機会を設け,他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い,自分の存在と他人の存在を等しく認め,お互いの人権を尊重する態度を養うものとする。

#### 1 いじめの防止

## いじめを生まない生き生きとした学校・学級作り

#### 【具体的方策と努力目標】

- (1) 校内指導体制の確立と教職員の指導力の向上
- (2) 人権意識と生命尊重の態度,自己肯定感や自己指導能力等の育成
- (3) 道徳的実践力を培う道徳教育の充実
- (4) 学校基本方針の周知と家庭・地域社会,関係機関との連携強化
  → 児童生徒,保護者へのリーフレットの配布と学校相談窓口の周知
  → 携帯電話,PC(インターネット)等の使用についてのPTA・保護者への周知・確認
- (5) 学校基本方針による取組の評価

### 2 いじめの早期発見

### 児童生徒がいじめを訴えやすい体制の整備と早めの実態把握

#### 【具体的方策と努力目標】

- (1) 教職員による観察や情報交換
- (2) 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施
- (3) 「いじめ相談窓口」の設置と教育相談体制の整備
- (4) 相談機関等の周知

#### 3 いじめに対する措置

## 組織的な対応で、被害児童生徒を守り通し、毅然とした態度で加害児童生徒へ指導 【具体的方策と努力目標】

- (1) いじめの発見や相談を受けたときの組織による対応と事実調査
- (2) いじめられた児童生徒またはその保護者への支援
- (3) いじめた児童生徒への指導またはその保護者への助言
- (4) 集団への働きかけと継続的指導
- (5) ネット上でのいじめへの対応 → 携帯電話, PC(インターネット)等の使用についての保護者への指導・対応策の支援

#### 4 重大事態等. 関係機関への報告と連携

#### 早期に警察等に相談・通報のうえ、連携して組織的に解決

#### 【具体的方策と努力目標】

- (1) すべてのいじめ事案は、教育委員会に報告する。
- (2) 特にいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。
- (3) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、関係機関と連携して迅速に対応する。
- (4) 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、迅速に調査を実施し、重大事態と認知した場合は、直ちに発生の報告を関係機関に行う。(5) 引き継ぎシートの作成と小中・中高間の情報の連携を密に行う。

## 5 危機管理マニュアル (いじめ発生の場合)

【いじめ問題への対応】

いじめ問題発生・発見



対 応



被害児童生徒への支援

加害児童生徒への指導

傍観児童生徒への指導 傍観児童生徒への指導 保護者への対応



児童生徒への指導継続



報告

再指導



解消

- (1) いじめ問題発生・発見
  - ① 保護者から
  - ② 本人からの訴え
  - ③ 周りの児童生徒からの連絡
  - ④ 教師の発見, 気づき
- (2) すぐに対応する(担任等)
  - 事実関係を把握し、報告する。生活指導主任・生徒指導主事・教務主任・教頭・校長
  - ② 共通理解し、対応について協議する。 いじめ対策委員会で検討する。 校長の指示 場道
- 校長の指示,指導 (3)必要に応じて関係機関との連携を図る。
  - ① 市教育委員会
  - ② 民生委員児童委員
- (4)被害児童生徒・加害児童生徒への指導をする。
  - ① 併せて傍観児童生徒についても調査する。
  - ② 状況により、学級・全体で指導を進める。
- (5) 保護者への対応をする。
  - ① 校長・教頭・生活指導主任・生徒指導主事・学級担任で対応する。
  - ② 被害児童生徒の保護者へ 実情とこれまでの指導の経過や今後の対応について説明し, 理解と協力を依頼する。
  - ③ 加害児童生徒の保護者へ 事情を説明し、今後の対策について理解と協力を得る。
- ④ 状況によってはPTAや育成協等に説明し協力を依頼する。
- (6) 児童生徒への適切な指導,効果的な指導を継続する。
- ① 解決が長引く場合があるので継続観察指導をする。
- (7) 指導の経過を関係者に報告する。
- ① 担当から
- ② 学校から
- (8) 事態が改善されない場合は、再度対応策を検討し、対応する。

(9) 各種の状況をもとに対策委員会で検討し、校長が判断する。

#### 6 いじめチェックリスト

#### (1) 子どもが発するサイン

- ①からだや体調
- 口衣服が汚れていたり破れていたりすることがある。
- 口からだに傷がついていることがある。
- 口頭痛や腹痛、吐き気などを訴え、保健室への
- 出入りをよくする。
- ②しぐさや態度
- 口なにかに脅えている感じがする。
- 口どことなく元気がない。
- 口視線を合わせようとしない。
- ③友達との関係
- 口友達に異常に気遣いをすることがある。
- 口友達の言いなりになっていることがある。
- 口変なあだ名で呼ばれたり呼んだりする。

#### 4生活面

- □納入金を滞納している。
- 口机やかばんの中などが荒らされる。
- 口文具等が隠されたり壊されたりすることが ある。

### (2) いじめている子どもが家庭で出すサイン

- 口買ってやっていない品物をもっている。
- 口お金の使い方が荒くなる。
- □帰ってくるのが遅く、言葉遣いや素行が悪くなる。
- 口友達への電話で命令調な口調で話す。
- 口友達を呼び捨てしたり軽蔑した口調で話したりする。
- 口体操服を持って帰らない。



# 7 年間計画 ※毎月、定例の校内「いじめ防止対策委員会」を実施します。

月	指導内容	月	指導内容
4	○いじめ防止基本方針の共通理解, 児童生徒・保護者等への周知 ○児童生徒の情報交換 ◎生活アンケート調査	10	<ul><li>◎生活アンケート調査</li><li>○小中連携によるいじめ防止の取組への評価と改善</li></ul>
5	<ul><li>◎生活アンケート調査</li><li>○連休明けの生徒観察・情報交換</li><li>○学校評議員との情報交換</li></ul>	11	<ul><li>◎生活アンケート調査</li><li>○三者面談・教育相談</li><li>○生徒会役員改選と組織づくり</li></ul>
6	<ul><li>◎生活アンケート調査</li><li>○教育週間(道徳公開授業)</li></ul>	12	<ul><li>◎生活アンケート調査</li><li>○人権集会</li></ul>
7	〇(中)生徒総会 ◎生活アンケート調査 ○教育相談・三者面談	1	<ul><li>◎生活アンケート調査</li><li>○休業中の生徒の情報交換と共通理解</li></ul>
8	<ul><li>○平和祈念集会</li><li>○小中部会(情報交換,ケース会議他)</li></ul>	2	<ul><li>◎生活アンケート調査</li><li>○新入生説明会</li><li>○学校評議員との情報交換</li></ul>
9	<ul><li>◎生活アンケート調査・個別面談</li><li>○休業中の生徒の情報交換と共通理解</li><li>○民生委員児童委員との情報交換</li></ul>	3	<ul><li>◎生活アンケート調査</li><li>○引継シート作成 ・新入生引継</li><li>○年間の取組の検証・評価</li></ul>

# ※ いじめに関する主な相談窓口

相 談 窓 口	電話番号	相談時間	
日吉小中学校「いじめ相談窓口」 日吉 <b>小学校・日吉中学校 → 各教頭</b>	095 -836- 1908	8:45~16:45 (月~金)	
親子ホットライン	0120 - 725 - 311	9:00~20:50 (月~金)	
こころの電話	095 - 847 - 7867	9:00~16:30 (月~金)	
子ども・家庭110番	095 - 844 - 1117	9:00~20:00 (毎 日)	
ヤングテレホン	0120 - 786 - 714	9:00~17:45 (月~金)	
こども人権110番	0120 - 007 - 110	8:30~17:15 (月~金)	
長崎いのちの電話	095 - 842 - 4343	9:00~22:00 (毎 日)	
いじめ相談ホットライン	0570 - 078310	24 時間 (月~金)	
長崎こども・女性・障害者 支援センター	095 - 844 - 5132	9:00~17:45 (月~金)	
長崎市こども相談センター	095 - 825 - 1949	9:00~17:30 (月~金)	
長崎市教育研究所教育相談	0120 - 556 - 275	9:00~16:00 (月~金)	
子育て支援相談電話	095 - 825 - 5624 095 - 822 - 8573※ 相談専用	8:45~17:30 (月~金)	